

令和3(2021)年2月1日

第43号

公益社団法人佐渡法人会

佐渡市千種50-5
TEL(F兼)0259-63-4234

佐渡 法人会だより



もっと、いい社会であるために

法人会

消費税期限内納付
推進運動



【税制改正に関する提言】

新型コロナウイルス感染拡大防止に注意しつつ、佐渡法人会では例年どおり佐渡市長に提言書を手渡しました。

目次

- 2 年頭のご挨拶 渡邊 正俊 佐渡法人会長／
新年のご挨拶 渡邊 孝一 佐渡税務署長
- 3 新年のご挨拶 樺澤 尚 佐渡地域振興局長
税制改正に関する提言活動
- 4 佐渡法人会活動報告・
青年・女性部会の活動
- 5 法人会自主点検チェックシート
- 6 税務署からのお知らせ
- 7 オンライン請求の手順

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/sado/>

佐渡法人会

検索



年頭のご挨拶

公益社団法人 佐渡法人会

会長 渡邊 正俊



新年、明けましておめでとうござい
ます。令和3年の年頭に当り、謹んで
新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様にはお健やかに新年を迎
えられましたことと心からお慶び申し
上げます。

2020年の年明けは、東京オリ
ンピック・パラリンピックの年として、希
望をもつて迎えるはずでしたが、新型コ
ロナウイルス感染拡大で世界中が混乱
し、現在も完全なる収束時期がまだ
見通せず、企業活動に深刻な影響を与
えています。

また、佐渡法人会におきましても殆
どの事業が休止または制限された状況
下での活動であり、皆様にはご不便や
ご心配をお掛けしましたことお詫び申
上げます。

令和3年の活動につきましても、未
だ見通しの立たない部分もございます
が、当会としても全国法人会総連合や
政府が公表する税制支援措置等を含め
た緊急対策等に関する資料送付、ホー
ムページの活用等による情報発信等を
するとともに、税に関するオンライン
セミナーなどとして中小法人に適
用される軽減税率の特例15%の本則

化、規制緩和に向けた対応について大
胆な取り組みを求めるとともに、中小
企業や地方のあり方などについても成
長を促す税制措置などの施策を求め
まいります。

一方、法人会をとりまく社会環境は
厳しく、会員の減少に歯止めがかかっ
ておらず、中長期的視野に立った法人
会の組織運営が求められているなか、
法人会の基本理念である「会員の自己
啓発の支援」「納税意識の向上」「企業
経営および社会の健全な発展に貢献」
を柱に、より公益性の高い活動を県連
とも連携しながら積極的に取り組んで
いきたいと思っております。また、法人会の
主要公共事業である租税教育について
も、青年部会・女性部会と三位一体と
なつて取り組んでいきますので、会員の
皆様方のさらなるご協力をお願いいた
します。

結びにコロナウイルスが早く終息す
るよう祈りますとともに、会員の皆様
の益々のご繁栄とご健勝を祈念申し上
げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶

佐渡税務署

署長 渡邊 孝一



令和三年の年頭に当たり、謹んで新
年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人佐渡法人会の皆様方
におかれましては、健やかに新年をお迎
えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、渡邊会長をはじめ役員並び
に会員の皆様方には、税務行政全般に
わたり深いご理解と多大なるご協力を
賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましても、コロナ禍の
中、感染症対策を徹底し、各種説明会
や租税教室等の租税啓蒙活動など様々
な活動に意欲的かつ積極的に取り組ま
れ、地域社会及び会員企業の健全な発
展に多大な貢献をされております。

私どもといたしましては、公益社団
体法人としての事業活動がより一層充実
したものとなりますよう、法人会の皆
様方との連携・協調を深めて参りたい
と考えておりますので、今後とも税務
の良き理解者としてご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。

さて、税務を取り巻く環境は、大き
く変化するとともに、昨今のコロナ禍
により、新たな課題に直面しておりま
す。このような状況下では、マイナンバー
制度を利用することで、非接触型での

税務手続きができる上、円滑な税務行
政の推進に大きな役割を果たします。

同制度の積極的な利用・定着に向け
まして、適切な広報・相談等を行って
参りますが、皆様方におかれましても、
なお一層のご理解とご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。

間もなく令和2年分の所得税・消費
税の確定申告が始まります。本年は、
感染症拡大防止の観点から、申告会場
では入場整理券を必要とするなど例年
とは異なる体制です。この機会に、マイ
ナンバー方式やID・パスワード方式
により、ご自宅等からのスマホやパソ
コンによるe-Taxを、ぜひご利用いた
だきたいと思っております。結びに、本年が
公益社団法人佐渡法人会の会員の皆様
方にとりまして幸多き年となりますよ
う祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせ
ていただきます。



年頭のご挨拶

新潟県佐渡地域振興局局長

樺澤 尚



新年明けましておめでとうございます。

佐渡法人会の皆様におかれましては、日頃から県税をはじめ県行政に格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、税務知識の普及と納税意識の啓発に努められるとともに、地域社会の発展に向けた取り組みを進めておられることに対しまして、心から感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、佐渡汽船の輸送人員が前年を大幅に下回り、島内観光・飲食関連産業をはじめ打撃を受け、島民生活や社会経済活動にも大変大きな影響のあった1年でありました。いまだ感染症の収束が見通せない中、まずは感染症終息に向けて、県民の命と暮らしを守る使命感を持ち、振興局一丸となって取り組みを進めてまいります。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って社会経済活動あるいは人々のライフスタイルにも変化が現れ始めており、それは人や企業の方への分散の流れであります。これらを機会と捉え、佐渡の魅力を積極的に発信し、コロナ後を見据えながら佐渡地域の振興に努めてまいります。

県政においては、「新潟県行財政改革行動計画」に基づき、行動する2年目になります。厳しい財政状況の中ではありますが、振興局といたしましても佐渡市や関係団体の皆様と意思疎通を図りながら創意工夫をし、前例にとらわれず大胆な発想で諸施策に取り組む所存であります。

法人企業の皆様は、地域の活力の基盤であり、地域の振興には皆様のご協力が不可欠です。税の良き理解者として、また、地域を支える担い手として、今後ともお力添えくださいますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年において新型コロナウイルスの早期終息、また、佐渡法人会並びに会員の皆様のますますのご繁栄とご健勝を祈念して新年のご挨拶といたします。

2020.
11.25

～税制改正に関する提言書を市長・議長へ提出～

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、11月25日に渡邊会長・岩井副会長・高野副会長・高野総務税制委員長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。

また、佐藤市議会議長に対し提言書を送付しました。



令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性のある支援と税制措置を
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

佐渡法人会活動報告

令和2年度は佐渡法人会においても未曾有の年となりました。新型コロナウイルスの影響で各事業は軒並み延期・中止を余儀なくされ、会員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。しかし、こういう状況だからこそ当会はより一層組織を強化し、税のオピニオンリーダーとして企業の発展・地域の振興を目指して活動してまいります。

コロナに負けるな!



【福利厚生制度推進表彰】

おめでとうございます!

株式会社内田家具 内田 徳臣 様
有限会社春川商会 長尾 久 様

法人会員の 加入促進のお願い

令和2年12月末会員数480社 (加入率 52.5%)
会員獲得・ご紹介にご協力を
お願いします!

青年部会活動報告

【租税教室の実施】

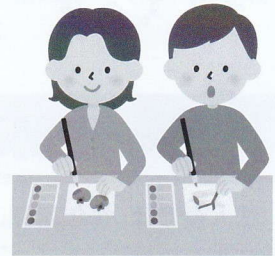
7 青年部会では、毎年小中学生を対象に租税教室を開催しています。今年度は新型コロナウイルスの影響で、実施した学校は下記の3校となりました。

令和2年6月16日 両津吉井小学校
令和2年6月30日 赤泊小学校
令和2年7月17日 八幡小学校

女性部会活動報告

【絵はがきコンクール】

女性部会では、新型コロナウイルスの影響で研修会等が中止となる中、税に関する絵はがきコンクールを実施し税の啓発に努めました。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ
国税庁HP「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。
また、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすることでこんなメリットが!

添付書類の提出省略^(※1)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期間から5年間、税務署から書類の届出又は提出を求められることがあります。

消費税の期限内納付を

絵はがきコンクールの説明

忘れずに。

- 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要^(※2)です。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。^(※4)

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 法人は課税開始年の1月1日から2月28日まで、個人事業者は翌年の3月31日まで、消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含む場合は別途記載をいいます。
 ※4 税務署に申請するときに、納付が滞りかねない事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。
 ※5 最初の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。